

議案第10号

債権の放棄について（教育委員会関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市高等学校等奨学金貸与条例（昭和63年大阪市条例第7号）に基づき本市が行った高等学校等奨学金の貸与に係る債務者
- 2 債 権 の 内 容 高等学校等奨学金の貸与金に係る債権
- 3 放棄する債権の額 平成11年4月から平成14年3月までを貸与期間とする高等学校等奨学金の貸与金債権に係る未返還の元本の額金603,000円及びこれに対する遅延利息
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が破産しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

令和2年2月7日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

本市が行った高等学校等奨学金の貸与に係る債務者に対する奨学金の貸与金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。